

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは企業倫理と経営の健全性の重要性を認識し、株主・投資家をはじめとする社会全体に対する経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための組織体制と監査機能の適正化により、株主重視の公正な経営システムを構築・維持することが重要課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
森元峯夫	2,237,500	26.79
有限会社エヌセック	375,000	4.49
前田昌則	350,000	4.19
大津哲夫	275,000	3.29
高橋謙雄	270,000	3.23
竹島征男	266,250	3.18
岡本哲也	242,500	2.90
鈴木昭好	204,000	2.44
株式会社横浜銀行	150,000	1.79
森元伸一	120,000	1.43

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	金属製品
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は現在、社外監査役による監査を実施しており、社外チェックの観点からは目的を果たしているものと考えます。これにより社外取締役の選任は行っておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

原則、年2回の会合を開催し、監査計画と監査実施状況等の意見交換を行っております。この他状況に応じて個別の会合を持つなどして状況の把握を行い連携を密にしております。また、会計監査人の行う支店・営業所および工場等への往査に立会い、その場で意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査時に事前の会合を持ち、監査計画や監査重点事項等について意見交換を行っております。また、内部監査に同行するなどして情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
寺石雅英	学者									○
菅澤喜男	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
寺石雅英	取引関係：利害関係等はありません。	専門知識による当社経営の向上
菅澤喜男	取引関係：利害関係等はありません。	専門知識による当社経営の向上

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会に出席し、議案についての報告を受け、必要に応じ質問等を行う

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

特に記載すべき事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役を支払った報酬等の総額は159,068千円、監査役に支払った報酬等の総額は18,084千円(うち社外監査役に支払った報酬4,080千円)であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は現在、社外監査役に対する専従スタッフはおりませんが、監査役会がこれを求めた時は適宜対応することといたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は取締役会を最高の業務執行に関する意思決定機関と位置づけ、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な取締役会付議事項につき決定するとともに業務執行の監督を行っております。当社の取締役会は取締役9名(社外取締役なし)で構成されており、取締役会は毎月開催を原則とし、必要に応じ随時開催しております。

当社は監査役制度を採用しており、現在3名(社内監査役1名、社外監査役2名)の体制で取締役の業務の監査を行っております。監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、適宜意見の表明を行い、企業集団の状況の把握および監査を行っております。監査に当たっては会計監査人との連携を密にして業務を執行しております。

当社の内部監査体制につきましては、営業部門、製造部門、管理部門とは独立した代表取締役社長の直轄部門である内部監査室(2名)が監査を担当しております。内部監査室は各部門への牽制チェックと現場への的確な指導によって業務が適性かつ効率的に運用されているかを幅広く検証しております。業務遂行に当たっては監査役との連携を密にして業務を行っております。

また、法律上、会計上の問題に関し、必要に応じ顧問弁護士や公認会計士等に個別案件ごとに相談し、あるいは委嘱業務を処理していただいております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、野田高廣(継続監査年数2年)、下條伸孝(継続監査年数2年)であり四谷監査法人に所属しております。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他(公認会計士試験合格者)2名であり会計監査に当たっては監査役と連携して業務の執行を行っております。当社が四谷監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬は 25,200千円であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年11月及び平成21年5月に機関投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料や決算情報資料、適時開示資料等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社および当社グループは公正な業務遂行のために、適切な内部管理体制の構築と運用が肝要と認識しております。

取締役会においては重要な意思決定や経営の重要事項について審議がなされ、原則として監査役は取締役会に出席し、各議案について説明を受けております。また、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室が内部監査を担当しております。なお、コンプライアンス体制強化の観点から「内部通報制度」を導入し、この対応を内部監査室が行うこととしております。会計監査につきましては四谷公認会計士共同事務所と監査契約を締結し、監査を受けております。顧問弁護士からは法務全般に関して助言を受けております。

当社は、内部統制システムに関する基本方針について、以下の通り決議し、体制を整備しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役においては、取締役会規則に決議事項および付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとする。
- (2) 使用人については、社内諸規程の規定に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
- (3) コンプライアンス体制を適切に整備および運用するために、倫理・コンプライアンス委員会を設置する。取締役および使用人に対して日常的なコンプライアンスの遵守のみならず、倫理や行動規範を含めた社会規範全体に範囲を拡大するとともに、問題点の把握に努め、当該問題の是正措置および再発防止措置を講じるものとする。
- (4) 「内部通報制度」をより利用しやすくするために、すべてのステークホルダーに対し、当該制度の趣旨を周知徹底する。内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備し、匿名による通報も可能とした。法令、定款および社内規程に関する通報および相談を受けた際は、今回新設した倫理・コンプライアンス委員会に報告し、適切に対応する。
- (5) 内部監査部門である「内部監査室」を設置し、各部署における業務執行に対し法令、定款および社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。
- (2) 取締役および使用人の業務上の情報管理については、統合的情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、当社グループの情報セキュリティポリシーを共通化し、横断的に推進する。
- (3) 業務管理機能を有する基幹システムをはじめとするIT(情報技術)環境の適切な整備を行い、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な統制を実現することにより、経営計画の達成に必要な情報を確保する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 品質、環境、法務、労働衛生、債権、経理・財務、情報セキュリティ等各種リスクを一元的に管理する全社リスクマネジメント委員会(ERM委員会)を設置し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで全社的に適切な対策を実施する。
- (2) 組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。
- (3) 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機に備え、危機管理委員会を設置する。当該委員会で、速やかな災害の復旧と事業の再開を実現し得る事業継続計画(Business Continuity Plan)を策定し、周知・徹底するとともに、当該計画に基づき、グループに働くすべての人に対し危機発生時の対応につき教育・訓練を行う。
- (4) 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、事業継続計画(BCP)に基づき必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状復帰に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等の制定を行うものとする。
- (2) 合理的な経営方針の策定および全社的な重要事項について検討、決定する経営会議等を有効に活用するものとする。
- (3) 各部門間の有効な連携の確保のため、制度の整備および運用体制の構築を行うものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきその業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
- (2) 取締役は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (3) 内部通報制度に関しては子会社を含めたグループ全体として運用するものとする。
- (4) 内部監査室は関係会社管理規程の運用状況における監査から、関係会社の内部統制の有効性と妥当性を確認するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとする。その人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとする。

7. 監査役職務の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その補助使用人に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの者の人事異動、懲戒処分については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- (2) 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は、内部監査に係る年次計画および内部監査実施状況について監査役から説明を求められた場合は、速やかに報告・説明を行うものとする。
- (2) 監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有するものとする。
 - ・会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議案内容の決定
 - ・監査法人の選任・解任に関する取締役会の議案内容の決定
- (3) 監査役は会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の同意を必要とするものとする。
- (4) 監査役は内部統制が適切に整備および運用されているかを監視するために、各委員会への出席権限を有する。

10. 財務報告に係る内部統制の整備および運用に関する体制

- (1) 当社グループは、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行い、継続的改善に努めるものとする。
- (2) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制についてモニタリングを行い、財務報告の信頼性を担保する。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- (3) 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視する。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

当社は企業買収に対する防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

